

5 月 度 生 産 組 合 長 会 議 案 件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 7 年度作付け計画の変更について

【 P. 3 】

本年 2 月に提出された水稻共済細目書に基づいて交付金申請等の書類整備をしています。作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、農家への周知と、変更の事実が確認出来たら農業者や又は産組合長は速やかに、別紙を支店・営農指導部署まで提出してください。

配布物 令和 7 年度水稻共済細目書の生産者控え

2. 令和 7 年度経営所得安定対策等交付金交付申請書の提出について

【 P. 4～P. 7 】

令和 7 年度の経営所得安定対策等交付金申請をされる方は、封筒内の申請書の記入箇所 2 か所を記入のうえ、下記の期限までに支店・営農指導部署へ提出してください。

ゴム印ではなく自署して提出していただく形式になりました。

(申請期間)

5 月 7 日 (水) ～ 5 月 19 日 (月) 但し、土日は除く

(封筒の配布先)

認定農業者・営農組織以外の農業者で、交付金対象者 (対象者がいない集落も有り)

(封筒の内容)

- ① 経営所得安定対策等交付金交付申請書 (様式第 1 号)
- ② 交付申請の内容 (詳細) / 経営所得安定対策等交付金交付金の交付申請に関する誓約事項
- ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る点検シート / 個人情報の取扱い
- ④ 安全な農作業の実施に係る確認事項 / 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る点検シート
＜各取組項目の解説＞

3. 令和 7 年度経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金 (産地交付金) について

現在検討中です。決定後、ご案内致します。

4. 令和 7 年度生産調整計画図面の提出について

【 P. 8 】

提出期間 5 月 7 日 (水) ～ 5 月 19 日 (月) 但し、土日は除く

提出物 ① 生産調整圃場の地図 (該当農家が記入) 別紙の提出圃場一覧表参照

② 集落全体地図 (生産組合長が記入) すべての作物等に色塗り

注意事項 期日までに①、②を提出されない農業者や生産組合、地図が不備な農業者や生産組合は現地確認が出来ず交付金が交付されない場合がありますのでご留意願います。

5. 令和7年度生産調整等実施水田の現地確認について

確認日 6月中旬から下旬（予定）

本年度より、現地確認は関係機関で確認しますので、生産組合長の出席は必要ありません。

但し、前述の地図を提出された生産組合のみを確認しますので、提出が無い農業者又は生産組合は調査しません。よって、交付対象作物の確認が出来ませんのでご留意願います。

また、確認時に予定（申請）作物が播種・定植されていない圃場は、確認者の判断で不作付けになる場合が有りますのでご留意願います。

6. 5年水張りルールについて（1月度案件を参照）

見直しが検討されるようですが、現時点で詳細は未定です。

詳細については営農指導員または、当協議会にお問い合わせください。

7. 令和6年度交付金について

令和6年度高温耐性品種切替支援事業補助金（県）

支払日：令和7年1月31日（金）

農業用電気料金高騰緊急支援事業費補助金（県）

支払日：令和7年3月14日（金）

産地交付金（国）

支払日：令和7年3月21日（金）

となみ野地域水田農業推進協議会（FAX：22－4728）行
〔 富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター
となみ野農業協同組合 井波中央支店 営農指導員 〕

発信日付： 年 月 日

令和 7 年 作付内容変更報告 兼 問い合わせ用紙

【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける	当初内容	変更後内容	備 考
《記入例》 水田協 太郎	P 耕地番号 南砺 137-1	面積 作物 異動 耕作者	とがおとめ 10.2a	とがおとめ 8.2a 自家菜園 2.0a	(面積と作物を変更する)
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			

【 問い合わせ 】

発信者	集 落 名	面積確認 欄			水田協チェック 欄					
	氏 名	合 計	水稻 面積計	転作等 面積計	細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	営農指導員	備14
	TEL 又 FAX 番号									備15

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は inatofu@p1.coralnet.or.jp のアドレスに送信してください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 7 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」

を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

申請年月日 令和 年 月 日

生年月日

☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日

経営形態

☐ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人

法人番号

認定状況

☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者
☐ ゲタ・ナラシ対象集落営農 ☐ 認定なし
※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。

※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可）
電話番号

登録済の振込口座 ☐ 変更なし ☐ 新規 ☐ 変更あり

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください）

※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面（様式第1号B）にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	する	しない	する	しない
前年産の申請状況	無		無	

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。

※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請			
本年産の 申請	する	「する」の場合、申請する事業の□に✓してください。		しない
		☐ 水田活用の直接支払交付金 ☐ コメ新市場開拓等促進事業		
		☐ 畑作物産地形成促進事業 ☐ 畑地化促進事業		
前年産の申請状況	無			

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況

（様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に✓してください。）

☐ 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

④ 個人情報の取扱い（様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に✓してください。）

☐ 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

✓をつけて下さい。

【地域協議会等】

【地方農政局等】

交付申請者管理コード

〒

令和 7 年産

令和 年 月 日

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項（ゲタ・ナラシ申請者が記載）

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓ ☐ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓ ☐ 2年以上 ☐ 2年未満

【個人又は法人が記載】※該当に✓			【集落営農が記載】※該当に✓		
収入保険の加入状況	☐ 加入している ☐ 加入していない		収入保険に加入している構成員の有無 （「有」の場合、当該構成員の人数）	☐ 有（人） ☐ 無	
前年の税務申告の状況	☐ 白色申告 ☐ 青色申告		前年の税務申告の状況 （組織としての状況を記載）	☐ 各構成員が申告 （組織として申告なし） ☐ 青色申告 ☐ 白色申告	

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

⑥ ゲタの申請作物※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号（営農計画書）に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。

種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦（ビール用麦等）、
黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物			作付けの有無	作付け「あり」の場合	
				面積払の申請	収穫後交付の希望
麦	小 麦	春まき	☐ あり	☐ しない	☐ する
		秋まき	☐ あり	☐ しない	☐ する
	二条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	六条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	はだか麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
大豆			☐ あり	☐ しない	☐ する
そば			☐ あり	☐ しない	☐ する
なたね			☐ あり	☐ しない	☐ する
てん菜			☐ あり	☐ しない	☐ する
でん粉原料用ばれいしょ			☐ あり	☐ しない	☐ する

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後（収穫量確定後）に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。（面積払の申請をしない場合はこの欄は✓できません）

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☐ 免税事業者向け単価	☐ 課税事業者向け単価 （免税事業者向け単価以外）
------------------------------------	---

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してくだ

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

☐ 10%	☐ 20%
------------------------------	------------------------------

【地域協議会等】

【地方農政局等】

様式第1号AとBを両面印刷で利用する場合は記載不要

交付申請者管理コード

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 2 の 1 の(7)、Ⅳの第 2 の 2 の(8)の⑥のエ、Ⅳの第 2 の 3 の(8)の⑥のエ及びⅣの第 2 の 4 の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第 9-1 号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第 1 の 1 の(3)の②のアの規定に基づき、8 月 31 日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領(令和 4 年 3 月 25 日付け 3 農産第 3569 号農林水産省農産局長通知)に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から 5 年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合

- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合

- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合

- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む**場合

- (5) **地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない**場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った**場合

- 4 交付申請書等の関係書類について、**本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった**場合は、原則として、**交付金が交付されない**ことに異存ありません。

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1
- 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2
- ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。（乗用型トラクター）
- 3
- ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。（農業機械全般）
- 4
- ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。（農業機械全般）
- 5
- 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。（農業機械全般）
- 6
- P T O 軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。（乗用型トラクター）
- 7
- 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまづくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8
- デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9
- 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

1 土づくりの励行

堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせるよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。
また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。
また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

様式第1号の参考

1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

☐

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、**本チェック欄への**✓に代えることができます。

様式第1号別添1

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓してください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要な最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時の食料の供給の確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省、内閣府沖縄総合事務局、都道府県及び市町村並びに地域農業再生協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
(注1)	
機関等	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等
(注2)	

令和7年度 生産調整計画図面

生産組合名			農家氏名		
-------	--	--	------	--	--

①	地名・地番		②	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

※圃場を分割して作付する場合は、**作物毎に寸法を記入**してください。野菜は、**出荷** か **自家用** かを明記してください。

※ **面積を計算**し、小数点第1位までa単位で記入してください。

※ 分筆した圃場は、**細目書の面積と一致するか確認**してください。

③	地名・地番		④	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a